

酪農・畜産基本政策の確立に関する提言

北海道の酪農・畜産は、厳しい気象・地理的条件の下で、専業経営を主体に展開し、安全で良質な畜産物の安定供給という重要な使命を担うとともに、乳業など幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支え、地域社会の活力を維持するなど、極めて重要な役割を果たしております。

しかしながら、国際化の進展に伴う輸入乳製品・畜産物との競合、配合飼料価格の高騰や光熱動力費の増加等による生産コストの上昇など、本道の酪農・畜産経営を取り巻く厳しさは増しており、先行きが見通せない中で、担い手の減少に歯止めがかからない状況が続いております。

加えて、日豪EPA協定の発効に続き、TPP交渉の大筋合意に向けた日米協議における牛肉・豚肉関税の大幅引き下げの動きなど、迫りくる市場全面開放の圧力に酪農・畜産農家は大きな不安と危機感を抱いております。

こうしたもと、国は本年3月に、新たな食料・農業・農村基本計画と新たな「酪肉近代化基本方針」などを策定されました。特に、生産現場では、新たな酪肉近代化基本方針で示された目標実現に向けて設置された畜産再興プラン実現推進本部の取組について大いに期待しているところであります。

については、国民の基礎的食料である牛乳乳製品・畜産物の安定供給並びに、地域社会・経済を支える酪農・畜産の持続的な発展を図るため、現在の諸課題に適切に対処した酪農・畜産政策の推進と予算確保に最大限ご尽力されますようご要請いたします。

2015（平成27）年 7月

北海道農民連盟

委員長 石川純雄

・酪農・畜産基本政策の確立について

《国内の酪農・畜産をより強固なものとする生産・経営環境の整備》

国内の酪農・畜産は、厳しい自然環境・条件の中で、資源循環による土地利用型農業として、安全・良質な酪農・畜産物の安定供給と国土保全等の多面的機能の発揮などの重要な役割を果たしている。引き続き、これらの役割が十分に発揮できるよう、新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」(酪農・肉用牛近代化基本方針)の策定を踏まえ、その確実な実現に向けて、必要な財源を確保し総合的な政策支援を推進していくことが重要である。

なお、酪農・畜産に係る政策・制度の推進にあたっては、生産者の声(地域の知恵)を十二分に汲み上げ、生産現場の力が発揮できるよう畜種及び地域の特性を踏まえた現場のニーズに即したものとし、経営の持続性に配慮することが必要である。

1．乳製品・畜産品の関税維持など適切な国境措置の堅持等

- 1) T P P 交渉において、国会決議等を踏みにじる重要農畜産物(牛肉・豚肉、乳製品等)の関税引き下げや特別枠設定などは断じて認められず、速やかに交渉から脱退すること。
- 2) 世界各国・地域との E P A / F T A 交渉において、わが国の基礎的食料である重要農畜産物(乳製品、牛肉・豚肉等)の適切な国境措置を堅持し、国内生産及び畜産経営の持続的発展に影響を与えないようにすること。
- 3) 日豪 E P A 協定(牛肉関税の段階的引下げ等)の発効に伴う国内の畜産・酪農への影響について十分に注視するとともに、万全な国内制度・政策を構築すること。

2．酪農・畜産の生産基盤強化と総合的な政策の推進

- 1) 新たに策定した「酪農・肉用牛近代化基本方針」で掲げる畜産再興を図る『人・牛・飼料の視点での基盤強化』に向けて、総合的な各種政策支援を講じるために、必要な財源を十分に確保すること。
- 2) 生産現場で期待感が高まっている「畜産クラスター」の取組については、中長期的な施策(最低10年)として位置付けて関連事業の計画的な推進を図るとともに、地域の要望(現場力の発揮)に的確に応えられるよう十分な予算額を確保すること。

畜産クラスター計画については、家族経営をはじめ農業者を中心とする生産法人など多様な経営体及び後継者・新規就農者に対する政策支援策を強化し、地域ぐるみによる持続的な酪農・畜産と農村の形成に資すること。

畜産クラスター関連事業（畜産競争力強化整備事業、畜産収益力強化緊急支援事業など）については、生産現場の意見や実態を十分に反映し、多様性と柔軟性を持った仕組みとすること。

また、担い手に対する畜舎・堆肥舎等の施設更新や増設に係る支援策の充実を図り、過大な設備投資負担を招かないようにすること。

- 3) 自給飼料基盤に立脚した足腰の強い酪農・畜産への転換を加速するため、飼料増産総合対策、草地関連基盤整備 公共、飼料用稲の生産・利用の拡大、研究開発など自給飼料の生産拡大対策に係る政策支援予算を拡充すること。

輸入飼料に依存しない自給飼料型酪農生産へ積極的に政策誘導するため、「飼料生産型酪農経営支援事業」の予算の増額を図り、交付単価の引き上げや事業参加要件の緩和（全国一律の基準面積）などインセンティブ性を高めた事業内容に拡充すること。

草地整備や草地改良（更新）・生産性向上対策の計画的な取組、放牧等の取組、耕畜連携によるイアコーンサイレージ生産や飼料用米・稲発酵粗飼料の取組などに対する政策支援予算を拡充すること。

地域内の自給飼料生産を担っている飼料生産組織の経費等軽減策として、畜産クラスター計画に位置づけられた土地利用型のTMRセンター（飼料基盤に立脚し、自給飼料を主原料にしているもの。）が飼料生産活動に使用する軽油について、円滑に軽油引取税(32円10銭/ℓ)の課税免除が受けられるよう、土地利用型TMRセンターを免税制度の対象者に加えること。

自給飼料の域内及び広域における円滑な輸送体制を維持するため、運搬車両等の確保に向けた支援策を検討すること。

- 4) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業については、必要な予算額を確保し、新規就農の担い手となる酪農ヘルパーの人材育成支援等を拡充するとともに、利用組合の安定運営に向けた支援策を強化し利用料金の増嵩を抑えること。
- 5) 家畜改良増殖目標に沿った乳牛改良を進めるため、その基盤となる乳群検定（乳検組合を含め）などを支援する必要な予算額の確保を図ること。
- 6) 安全・安心な国産畜産物の安定供給を図るため、国内への侵入リスクが高まっている海外悪性伝染病等の発生に備えた防疫対策の強化や家畜衛生対策の推進に係る必要な予算額を確保すること。

酪農・畜産経営所得安定政策の確立について

《多様な酪農・畜産に対応した新たな経営所得安定政策の確立》

家族経営をはじめとする意欲ある酪農・畜産の担い手が、安全・良質な酪農・畜産物の安定生産と多面的機能の発揮に向けて、安心して営農活動に取り組むため、畜種ごとの経営体に対応した再生産の確保と収益性（所得）の安定が図られる新たな経営所得安定政策を確立することが重要である。

このため、多様な酪農・畜産経営に対応した新たな所得安定制度を構築し、中長期的に安定した直接支払制度として法整備することが必要である。

生乳 1 kg 当たり直接支払

1．加工原料乳生産者補給金制度の再構築〔乳製品原料乳不足払制度の創設〕

酪農経営所得の安定と生乳の再生産の確保を図るため、現行の加工原料乳生産者補給金制度（対象生乳：脱脂粉乳・バター向及びチーズ向）を再構築し、必要な予算額を確保すること。

再構築にあたっては、生産コストと取引価格に差（コスト割れ）が生じている乳製品向原料乳の全て（生クリーム等向、特に脱脂濃縮乳向）を対象とした不足払制度（「乳製品原料乳生産者補給金制度」）とすること。

農地面積 1 ha 当たり直接支払

2．飼料生産型酪農経営支援事業の拡充

「飼料生産型酪農経営支援事業」（自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付）については、自給飼料型酪農生産へより意欲的に取り組めるようインセンティブ性（交付単価の引き上げ、事業参加要件の緩和など）を高めた事業内容とすること。（再掲）

乳用牛 1 頭当たり直接支払

3．家族酪農経営支援事業（乳用雌子牛育成支援事業）の創設

自給飼料基盤に立脚した家族酪農の体質を強化し、基礎資源である乳用雌牛を安定的に確保することによって、国内の生乳生産基盤の下支えを図るため、家族酪農経営における乳用雌牛の育成経費を支援する直接支払制度〔乳用雌子牛育成支援交付金（飼養手当）〕を創設すること。

また、条件不利地域における家族酪農経営に対する加算措置を講ずること。

経営セーフティネット対策

4．加工原料乳等生産者経営安定対策の拡充

「加工原料乳等生産者経営安定対策」(取引価格が下落した場合の影響緩和対策)の対象生乳については、需給調整の役割を担い価格変動リスクを伴う乳製品向原料乳全体に拡大すること。

5．畜産・酪農経営セーフティネット対策の構築

外国為替や穀物相場、原油価格など外的要因によって起きる、単年度の生産資材価格の急激な高騰に対応する「畜産・酪農経営セーフティネット対策」を構築すること。

肉用牛 1 頭当たり直接支払

6．肉用牛経営安定政策の拡充強化

- 1) 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく「肉用子牛生産者補給金制度」については、直近の生産コストの実態を反映した生産費と市場価格との差額(コスト割れ部分)を全額補填する簡素な仕組みに改善充実すること。
- 2) 「肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン)」については、粗収益と生産費の差額補てん割合を引き上げるなど国費支援を高めた仕組みとするとともに、必要な予算額の確保を図ること。

以上